

(お知らせ)



平成27年1月27日

社長記者会見概要

皆さまには、お忙しいところお集まり頂きましてありがとうございます。日頃より当社事業へのご理解を賜り、この場をお借りしてお礼申し上げます。

本日は、現在進められている新規制基準への適合性確認審査状況を踏まえた、当社の新たな事業開始時期について、県・市並びに県議会・市議会へご報告に伺った次第であります。

当社の事業開始時期につきましては、皆様ご承知の通り「平成27年3月」という目標を掲げ、昨年1月15日には事業変更許可申請書として原子力規制委員会に申請し、現在に至るまで適合性確認審査がなされている状況であります。これを約19か月延期し、新たに「平成28年10月」に変更することといたしました。お手元の資料に基づき、変更理由について説明させていただきます。

まず、現在進めている新規制基準への適合性確認審査等の期間についてであります。施設関連は、大部分の項目についての適合性説明を終え、その際に規制当局より受けた数多くの指摘や質問に対する回答に時間を要している状況です。また、地震・津波等の関連では、地盤等の説明を終えたものの本格的な審査はこれから、といった状況であり、これらを勘案し、平成27年の秋頃まではかかるものと、事業者として想定したところであります。

次に、新規制基準を踏まえた対策工事についてであります。当初、新規制基準に適合させるための新たな設備や工事は不要と考えておりましたが、審査の状況を踏まえ、これまで予定していなかった竜巻による貯蔵建屋内への飛来物侵入を抑制する対策を講じることとしたため、所要の手続きと対策工事の為の期間の追加が必要になっております。

以上を勘案して、新しい計画とこれまでの計画を比較したものが、資料の工程図になりますが、従来から考慮していた「輸送・検査等」の期間を加え、全体として約34か月の工程としたところであります。

引き続き、適合性確認審査が着実に進められるように全力で取り組むとともに、安全確保・向上への取り組みに終わりはないという意識のもと、自らがしっかり管理・運営し、地元の皆さまの安全・安心を確保できるよう全社をあげて取り組んで参る所存であります。

なお、この事業開始時期の変更につきましては、今月中を目途に、原子力規制委員会へ届け出る予定であります。

引き続き皆様のご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

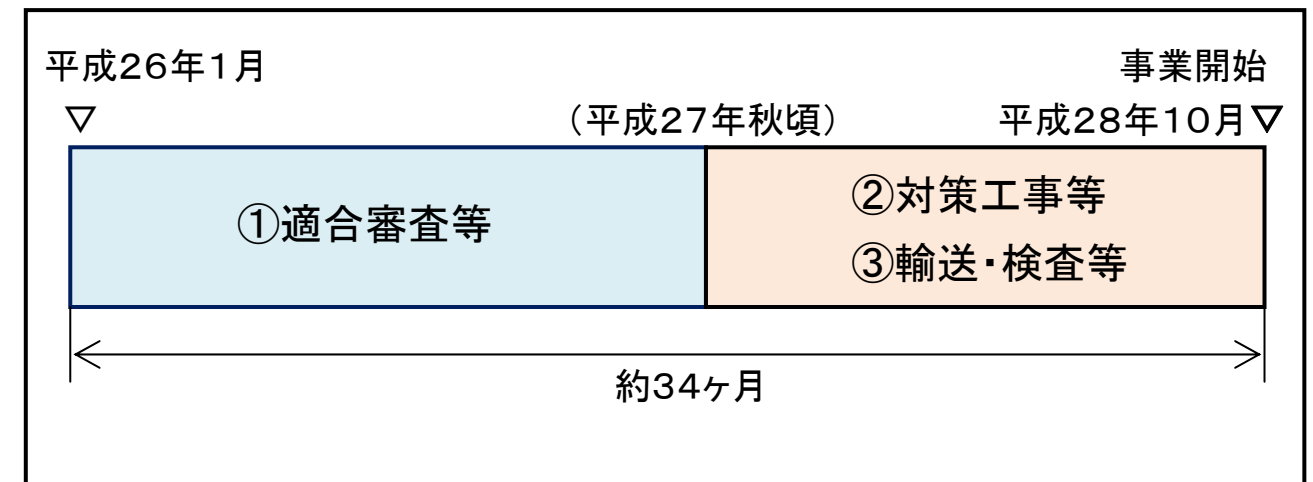
以 上

添付：使用済燃料貯蔵施設の事業開始時期の変更について

使用済燃料貯蔵施設の事業開始時期の変更について

- ◎ これまでの計画:「平成27年 3月」事業開始
新しい計画 :「平成28年10月」事業開始
- ◎ 当初は、新規制基準への適合性確認審査及びキャスクの搬入手続き・施設類の検査等に約15ヶ月かかるものと想定していた。
なお、新規制基準に適合させるための新たな設備や工事は不要と考えていた。
- ◎ 新しい計画
 - 新規制基準への適合性確認審査等の期間
 - ・ 施設関連は、大部分の規定項目についての適合性説明を終えたが、その際に受けた数多くの指摘・質問への回答に時間を要している。一方、地震・津波等関連は、地盤等の説明を終えたものの本格的な審査はこれからとなっている。
 - ・ このため、これらの審査等に今年秋頃までかかるものと想定した。
 - 新規制基準を踏まえた対策工事
 - ・ 竜巻に対して、日本で最大風速の竜巻を評価することとなったため、建屋内への飛来物侵入を抑制する対策を講じることとした。
 - ・ このため、建築基準法の手続きと対策工事のための期間を追加した。
- ◎ 今後の対応
引き続き、適合性確認審査が着実に進められるよう全力で取り組むとともに、安全確保・向上への取り組みに終わりはないという意識のもと、自らがしっかり管理・運営し、地元の皆さまの安全・安心が確保できるよう、全社をあげて取り組んでいく。

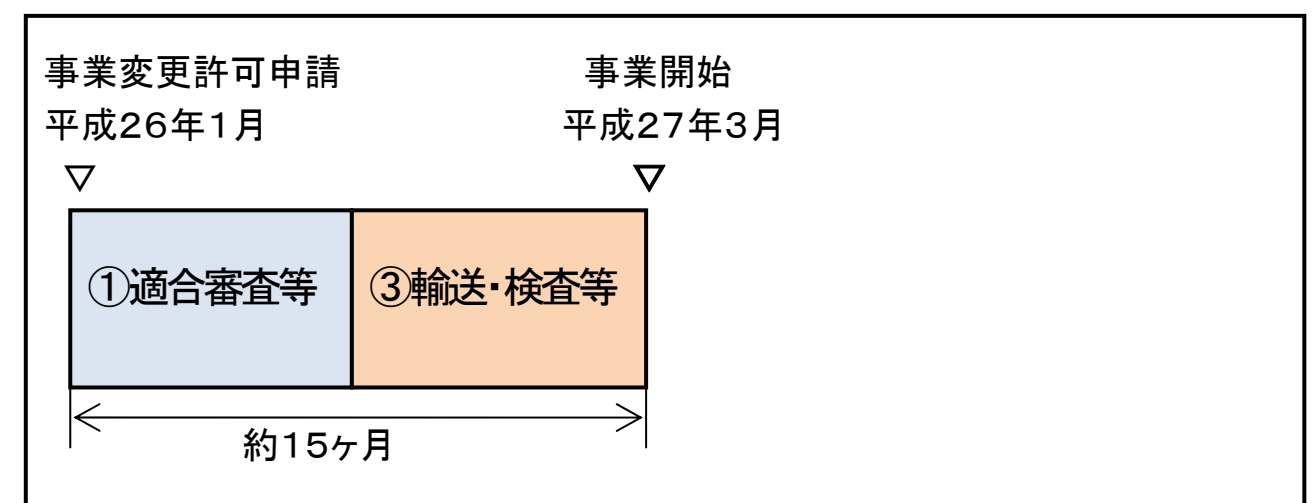
【新しい計画】



(補 足)

- ①適合審査等:事業変更許可申請、設工認。
- ②対策工事等:竜巻対策工事と建築基準法の手続き。
- ③輸送・検査等:施設類の検査、使用済燃料を装荷したキャスクの搬入手続きや作業、搬入したキャスクを用いた最終使用前検査。

【これまでの計画】



以上